第 136 回医療ビジネス研究会のご案内

21世紀は年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、全ての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されない全員参加型社会を目指しています。国連の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）も、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを謳っています。前世紀の大量生産・大量消費を可能とする標準化・効率化で、先進国の仲間入りを目指してきたシナリオとは大きく異なるコンセプトです。

その方向転換は容易ではありません。法制度の整備も行われていますが、その一つが障害者雇用促進法の障害者雇用率制度です。事業主に対し一定の割合(障害者雇用率)で、雇用する障がい者の比率を定めています。以前は身体と知的障がい者を対象としていましたが、2018 年からは精神と発達障がい者も対象となり雇用率も引き上げられています。

現在は従業員数 43.5 人以上の民間企業に障がい者の雇用義務が生じています。（従来は従業員数 45.4 人以上の企業が対象）また、法定雇用率は民間企業：2.3％、国・地方自治体：2.6％、都道府県等の教育委員会：2.5％ですが、2024 年 4 月と 2026 年 7 月に、更なる引き上げが予定されています。目標を厳しくしても、雇用者側の理解や質的対応が伴わないと、実を伴わない目標となってしまいます。

日本の行政を掌る中央省庁の33行政機関のうち8割の27機関で、40年以上にわたって障がい者雇用者数を水増ししてきた事件（2018年）がありました。2021年時点で法定雇用率達成企業の割合は47.0％、雇用義務のある企業の約3割が障がい者を全く雇用していない現状があり、法制度や厳しい目標値の設定だけでは乗り越えられない障壁が残っています。

今回は社会福祉法人で障がい者の支援業務に従事する玉木氏をお招きし、就労、生活、余暇支援業務の現状と課題や将来に向けた可能性などお話頂きます。近年は障がい者支援を行う企業が株式公開をする等、公的事業者のみならず民間事業者が幅広いサービスを提供するようになりました。

多くの事業者が参入し障がい者の社会参加や自立機会が増え、雇用者の採用機会が拡大する環境が整いつつあります。医療・福祉関係者はもとより、企業経営者、人事担当、業務企画担当等、障がい者と関わる関係者には是非ともご参加頂き、意見交換させて戴きたくご案内申上げます。

2023 年 1 月

特定非営利活動法人 医療事業再生機構

記

- テーマ：「21世紀を拓く障がい者支援事業の可能性」 =現場から見える近未来=
- 講　師：玉木健司　氏　社会福祉士　社会福祉法人原町成年寮、（特非）医療事業再生機構　障がい者就労支援委員会　委員
- 開催日時：2023 年 2 月 27 日（月曜日）15:00～17:00

以上

※ 医療ビジネス研究会に参加される方は受講票が必要です。